

# 山梨県公報

第四百四十四号

令和六年  
一月二十九日

月 曜 日

## 目次

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二一  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の全部又は一部解除……………二三

## 告示

### 山梨県告示第十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
道志村	大栗 A	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの(図面省略)	新規	
同	大指 B	同	同	同	
同	釜之前 A	同	同	同	
同	釜之前 B	同	同	同	

西桂町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
柿野Ⅱ	板橋 A	三ヶ瀬 E	三ヶ瀬 D	三ヶ瀬 C	三ヶ瀬 B	三ヶ瀬 A	下善之木 A	上中山 E	上中山 D	上中山 C	上中山 B	上中山 A	道坂 B	道坂 A	釜之前 D	釜之前 C
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	道志村	市	同	同	同
長沢2	ヘンドノ沢	マオI沢2	2 三ヶ瀬川の右支	大柵沢	舟久保沢	板沢	中神地沢2	本沢I1	室久保沢左支2	寺の沢2	室久保沢右支1	白糸町の5	宮下	大久保II	入田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	追加	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	道志村	市町村名	同
上中山D	上中山C	上中山B	上中山A	道坂B	道坂A	釜之前D	釜之前C	釜之前B	釜之前A	大指B	大栗A	土砂災害特別警戒区域の名称	古小屋沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項	同
												指定告示	

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	道志村	市 富士吉田	同	同	同	西桂町	同	同	同	同	同	同	同	同	同
室久保沢左支2	寺の沢2	室久保沢右支1	白糸町の5	宮下	大久保Ⅱ	入田	柿野Ⅱ	板橋A	三ヶ瀬E	三ヶ瀬D	三ヶ瀬C	三ヶ瀬B	三ヶ瀬A	下善之木A	上中山E	
同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	新規	追加	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同
長沢2	ヘンドノ沢	マオー沢2	2 三ヶ瀬川の右支	大柵沢	舟久保沢	板沢	中神地沢2	本沢1
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

**山梨県告示第十八号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第八項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市 富士吉田	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示
白糸町の5						
急傾斜地の崩壊						
次の図のとおり（図面）						
一部						
平成十九年山梨県告示第三百六十二号						

二 土砂災害特別警戒区域

			省略)		
--	--	--	-----	--	--

市	富士吉田	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に關する事項	解除事項	指定告示
	白糸町の5						
	急傾斜地の崩壊						
	次の図のとおり(図面省略)						
	一部						
	平成十九年山梨県告示第三百六十二号						